

## 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴う第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 概要

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正に伴い、乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策及びその実施時期が第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）となったため、計画の一部変更を行うものです。

## 2. 計画の一部変更内容

下記の図表のとおり、「乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策」を記載するものです。

令和8年度の量の見込みは、対象年齢の未就園児数を基礎として、国の示す基本的な算出式を用いて算出しています。

確保方策は量の見込みと同数で見込んでおり、令和9年度以降は令和8年度と同数で見込んでいます。

図表 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

年齢	記載事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	7	7	7	7
	確保方策	—	7	7	7	7
1歳児	量の見込み	—	8	8	8	8
	確保方策	—	8	8	8	8
2歳児	量の見込み	—	7	7	7	7
	確保方策	—	7	7	7	7